

## 第6章 成績考查、試験、進級及び卒業

### (成績考查)

第19条 成績は、原則として学科試験及び実技試験並びに日常の学習活動(定期考查以外の考查、レポートの提出、課題、ノート、受講態度等)を総合的に考查し、各科目ごとに100点を満点とし、60点以上を合格とする。

### (各 試 験)

第20条 試験は、定期試験、追試験、再試験並びに校長が特に必要と認めた場合に特別試験を行うものとする。

2 前項の実施について必要な事項はこれを別に定める。

### (試験の受験資格)

第21条 当該期の学費を納入していないときは、原則としてその期の試験を受けることができない。また、試験前日までに各科目の出席時数が実施授業時数の3分の2に満たない場合はそれを満たす補習を受けるものとし、試験前日までに必要な時数を満たすことができない場合は当該科目の試験は受けることができない。

### (単位の認定)

第22条 2年以上にわたって分割履修する科目の場合は、学年ごとに単位修得を認定する。

2 考査の成績が60点に満たないときはその科目の単位修得は認定しない。

### (進級及び卒業)

第23条 次のいずれかに該当する者は、学校運営審議会の議を経て進級又は卒業を認めない。

- (1) 出席すべき日数の3分の1以上欠席した者。
  - (2) 未修得単位の科目を有する者。ただし、選択必修分野の科目においては、この限りではない。
- 2 進級又は卒業が認められないときは原級留置となり、その場合は教育的配慮から原学年の課程をすべて再履修するものとする。ただし、修得済みの科目については、定期試験を免除する。

第24条 校長は、卒業を認めた者に卒業証書を授与し、専門士(医療専門課程)の称号を与える。